

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成三十年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積(m ²)
有限会社新栄商事グループ	三原市本郷町船木 一三六七番地四	三原市本郷町船木字亀津一 一〇四二番ほか五〇筆	三五、〇七九
中廣 洋治	三原市本郷町船木 七九三番地一	三原市本郷町船木字小屋床 九三三番一ほか二筆	一六、〇七一・ 五
高田 圭太郎	福山市西新涯町二 丁目一六番三五 八号	尾道市浦崎町字田下一二二 七番	一、五五〇
株式会社vegeta	庄原市東城町帝釈 宇山七九七番地	三次市向江田町二六九五番 一ほか二筆	四、七八一
株式会社ライスファーム藤原	三次市三良坂町田 利三四一番地二	三次市向江田町二七二四番 一ほか五筆	一〇、四二八
農事組合法人ファームあおが	三次市青河町八七 六番地一	三次市青河町一一二一番四 ほか二筆	四、四〇二
株式会社福田農場	三次市和知町二六 八二番地二	三次市向江田町一三五〇番 三ほか二筆	七、四〇七
農事組合法人ほんむら	庄原市本村町二七 六四番地一	庄原市本村町字実ヶ森一四 九番一ほか六六筆	一四五、七八四
木村 英宗	庄原市濁川町四九 四番地	庄原市濁川町字上組一五〇 七番ほか一筆	六、三八七
清水 和幸	安芸高田市高宮町 原田二八九一番地	安芸高田市高宮町原田字細 河内一八五一番一〇ほか一 筆	二四、七一九
清水 則雄	安芸高田市高宮町 原田二九八八番地 二	安芸高田市高宮町原田字細 河内一八五〇番七ほか四筆	八、八一
山本 一志	安芸高田市高宮町 原田一七八八番地 四	安芸高田市高宮町原田字上 岡田三三八九番一ほか八筆	一三、六六七
上田 義之	安芸高田市高宮町 房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字大 坪四五〇番ほか一筆	三、三三一
上田 義之	安芸高田市高宮町 房後五九九番地	安芸高田市高宮町房後字麻 風呂三八一番一ほか三筆	五、一八〇
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字重永字城 ヶ鼻六八番三二ほか三筆	四、八五五

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成三十年九月十日から平成三十年九月二十四日まで